



家財道具等の 処分費用を補助します



内容

・売買や賃貸を目的として、町内の空き家内の家財道具等を処分した所有者に対して予算の範囲内で助成します。

対象者

- ・町内の空き家の所有者
- ・しりべし空き家バンクに登録した者、不動産取引業者と媒介契約を締結した者又は第三者と賃貸借契約若しくは売買契約を締結した者 など

対象経費

・ごみ収集及び運搬費、一般廃棄物処理費、特定家庭用機器リサイクル費、遺品整理作業費、敷地内の樹木伐採、草刈等に要する費用、ハウスクリーニング、排水管清掃費用 など

助成額

- ・最大**20**万円（補助対象経費の2分の1）

申請方法



問い合わせ先

仁木町企画課未来創生係
〒048-2492 仁木町西町1丁目3番地1
TEL:0135-32-3953 FAX:0135-32-2700
Email:kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp

詳細については
町ホームページで
ご確認ください。

